

## Ⅱ 地域で働き、生きる喜びを感じる

### 1. 雇用・就業

#### 【現状と課題】

民間事業所における雇用は着実に増えていますが、まだ多くの障害者が職を求めています。

障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障害者がその特性に応じて能力を十分に発揮することが求められます。一般就労を希望する者にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難で、就労継続支援事業所（※11）等で働く者には、工賃の水準が向上するように、総合的な支援を進める必要があります。

また、障害者の働くことへの不安や企業の障害者雇用の不安を解消することも必要です。

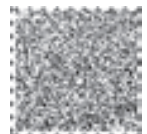
「障害者優先調達推進法（※12）」の施行により、県をはじめ、地方公共団体等からの物品等の発注にあたっては、障害者就労施設等からの調達が求められます。

#### （1）障害者雇用の促進

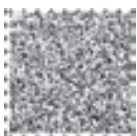
- 障害者雇用について、事業主をはじめ県民の理解と協力を深めるため、労働局、公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関と連携して、障害者雇用に係る制度の周知や障害者雇用促進に関する啓発活動を行います。また、ハローワークを中心に福祉・教育等関係機関と連携したチームによる支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を行います。

※11) 就労継続支援事業所…通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を供与することを目的としており、利用者が事業所と雇用契約を結ぶ「A型事業所」と非雇用型の「B型事業所」がある。

※12) 障害者優先調達推進法…国や地方公共団体等は、物品及び役務の調達にあたって、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めることが定められている。



- 改正障害者雇用促進法（平成 28 年 4 月施行）に基づき、障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保を図り、就職を希望する障害者とその特性に応じて能力を十分に発揮できるよう、企業等の情報を提供し、企業における障害者の雇用を促進するため労働局など関係機関と連携して障害者就職面接会を開催します。また、職場見学会を実施するなど、一般企業で働くことの不安解消を図ります。
- 障害者就労支援コーディネーター（※13）が、ハローワークや障害者就業・生活支援センター（※14）など就労支援機関との連携をさらに強化し、就労移行支援事業所など一般就労を目指す福祉施設の利用者などの就労支援を実施します。また、特別支援学校の生徒の就職率の向上を図るため、特別支援学校担当の障害者就労支援コーディネーターが生徒と企業との橋渡しを行います。
- 障害者の確実な一般就労に向けた支援ができるよう、就労移行を支援するとともに、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたりサービスを行う就労定着支援を促進します。
- 障害者の確実な一般就労に向けた支援ができるよう就労移行支援事業所における支援の充実を図ります。また、精神障害者の就労を進めるため、医療機関等と連携し精神障害者の就労移行支援の利用を促進します。
- 官公需の発注にあたって、障害者多数雇用事業所等に対する優遇制度を導入し、障害者雇用に積極的に取り組む事業所等を支援します。
- 法定雇用率を達成していない民間企業については、ハローワークと連携した指導を通じ、法定雇用率の達成に向けた取組を進めます。
- 障害者の職業自立を支援するため、雇用、福祉、教育等の関係機関が緊密な連携のもと、障害福祉サービス事業所の利用者に対する個別支援計画の策定やその活用を推進します。
- 使用者による障害者虐待の防止など、労働者である障害者の適切な権利擁護のため、個別の相談等に丁寧な対応をするとともに、企業・作業所に対し、関係法令の遵守に向けた指導、啓発等を行います。



- 障害者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障害者を雇用する企業に対する支援を行うとともに、障害者雇用に関するノウハウの提供等に努めます。

- ※13) 就労支援コーディネーター…ハローワーク等の支援機関と連携しながら、一般企業等を訪問し、企業ニーズの把握、求職情報提供、授産品販路拡大などについて働きかけを行うとともに、障害者・福祉施設を訪問し、障害者の特性、能力の把握、企業情報の提供や求職登録指導などを一体的に行い、障害者の一般就労への移行を支援する。
- ※14) 障害者就業・生活支援センター…就職や職場への定着が困難な障害者や就業経験のない障害者を対象に、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携して、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行うことにより障害者の職業生活における自立を支援する機関



## (2) 特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進

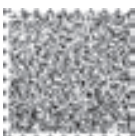
○ 特別支援学校に在籍する障害のある児童生徒の自立や社会参加を促進するため、就労支援コーディネーターとともに関係機関等と連携し、一人ひとりの能力や適性等に応じた新たな就職先の確保など、学校全体による進路指導の充実を図ります。

また、小・中・高一貫したキャリア教育（※15）の推進を図るとともに進路指導担当者以外の教職員も生徒の就業体験となる企業や就職先となる企業を開拓するなど、学校全体で就労支援に取り組む進路支援体制を整備します。

○ すべての特別支援学校で、企業への就職を目指した進路支援体制が確立できるよう、企業、関係機関、行政などが協働して、特別支援学校の職業教育の充実を図るための県全体のネットワークの構築や、特別支援学校と企業とのパートナーシップの構築を図ります。

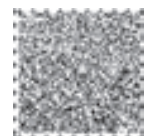
○ 特別支援学校高等部に設置した「職業コース」による取組などにより、地域の企業ニーズに対応した新たな作業種の設定や、地元企業に出向いての実習訓練を行うなど、一般企業への就職を前提とした専門的な教育の充実を図ります。また、知的障害の程度が比較的軽度の生徒を対象とした、就職を前提とした、より専門的な職業教育を行う高等特別支援学校の設置について、「職業コース」における取組内容の検証や、知的障害高等部における生徒数の増加の状況、既存の福祉施設との役割分担などを踏まえて検討します。

※15) キャリア教育…一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育



### (3) 総合的な就労支援

- 県内に4か所ある障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図るとともに、労働、福祉、教育等の関係機関との連携のもと、障害者の就業面と生活面での支援を一体的に行い、職場定着支援を実施するとともに、企業に対しても助言を行うなど、定着に向けた支援を行います。
- 障害者就業・生活支援センターの登録者、就労移行支援事業等の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の委託訓練先を開拓し、障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施します。
- 企業や事業所において実地訓練を行い、作業環境に適応することを容易にさせることを目的とする職場適応訓練を実施します。  
また、職場での適応に課題を有する障害者や事業主に対してきめ細かな支援を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）の養成を進め、障害者の円滑な就職及び職場適応を推進します。
- 福祉サービスの分野における就労やICT（情報通信技術）を活用した在宅勤務など、障害者の職域拡大や雇用・就業形態の多様化を促進するとともに、ICTを活用するための技術習得の支援を行います。
- 発達障害者就労支援センターを設置し、発達障害者の就労に関する相談支援や一般企業・事業所に対する発達障害の理解促進のための研修を行います。
- 障害者雇用への不安を解消するため、障害者を短期間試行的に雇い、その間、企業と障害者相互の理解を深め、常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを図る（トライアル雇用）ことで、事業主の障害者雇用への理解の促進を図ります。
- 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の就労系サービスの充実を図ります。



#### (4) 障害特性に応じた就労支援

- 精神障害者の雇用促進のため、労働局、ハローワークなど関係機関と連携して、企業に対して精神障害者への理解啓発を行います。
- 難病患者の雇用促進のため、県難病相談支援センターを中心にハローワークなど関係機関と連携を図り、相談、援助、情報提供等を行います。
- 障害者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障害者のニーズを踏まえつつ、短時間労働や在宅就業に対応した障害者の雇用機会の拡大を図るとともに、ICTを活用した、時間や場所にとらわれない働き方を推進します。
- さまざまな要因により就職に至っていない就職困難者（障害者、難病患者、DV被害者等）に対し、知識・技能の習得と併せて就業機会を提供します。（レッツ・チャレンジ雇用事業）
- 一般企業等への就職につなげることを目的として、特別支援学校において障害者等を非常勤職員として雇用し、1年間の業務を経験するチャレンジ雇用を実施します。

#### (5) 就労の底上げ

- 障害者優先調達推進法に基づき、県庁各所属が福祉施設から優先的に物品を調達し、県庁における発注促進に取り組むとともに、県庁以外の官公庁や民間企業等に対しても働きかけを行います。
- 工賃水準向上に積極的に取り組む就労継続支援事業所、地域活動支援センター等に対してビジネススキルアップ研修や経営コンサルタント派遣、農業分野での障害者の就労などの支援を行います。
- 就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習（施設外支援）や求職活動の支援等の促進を図ります。



#### (6) 経済的自立の支援

- 障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、障害者の所得保障の中心である障害基礎年金や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の受給資格を有する障害者が、確実に障害年金を受け取ることができるよう、制度の周知に取り組みます。
  
- 障害基礎年金などの個人財産については、知的障害者や精神障害者が成年後見制度等を利用して、適切に管理されるよう支援します。



## 2. 文化芸術活動・スポーツ

### 【現状と課題】

現在、障害者が身近なところで気軽に文化芸術活動やスポーツに参加できる場所や成果発表の場、また活動を支援する人材が少ないため、活動する場所などの確保や、支援者の人材育成等が課題となっています。

また、障害者と健常者が共に楽しめる場づくりと障害者が個々の能力や個性を發揮、表現でき、文化やスポーツを通じて、地域の中で豊かな暮らしができるよう、その環境づくりを進める必要があります。

### (1) 文化芸術活動の推進

- 文化芸術活動を行う障害者やその家族、障害福祉サービス事業所、文化施設、支援団体等を支援する拠点「佐賀県障害者芸術文化活動支援センター」の運営を支援します。
- 支援センターにおいて、県内事業所等からの相談を受け付け、関係機関や専門家の紹介のほか専門的知見によるアドバイス等を行います。また、障害者の文化芸術活動を支援する人材の育成のほか、関係者のネットワークづくり、展覧会の開催等を行います。
- 聴覚障害者サポートセンターにおけるバリアフリー映画の上映や字幕入りDVDの貸出、点字図書館における点字図書等の貸出により、聴覚障害者や視覚障害者が日常的に文化芸術に親しめる環境づくりを進めます。
- 障害のあるなしにかかわらず、誰もがライフステージに応じて主体的に学習できる環境づくりを推進します。
- 文化庁等が主催する文化芸術活動団体の公演事業や芸術家の派遣事業等を、特別支援学校を含めた県内各学校に広く紹介することで、児童生徒に対し、質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供していきます。





## (2) スポーツ等の推進

- 障害者スポーツの普及（裾野拡大）のため、定期的にスポーツ教室を開催し、障害者がスポーツに継続して親しむことができる環境整備に取り組みます。また、佐賀県障がい者スポーツ協会等の関係団体と連携し、障害者スポーツ活動に関する相談対応・指導の充実に取り組みます。
  
- 障害者スポーツ指導等に関するサポーター研修会の開催や、初級障がい者スポーツ指導員資格の取得を支援するなど、障害者スポーツを推進する人材の発掘、確保に取り組みます。
  
- 佐賀県障害者スポーツ大会等の開催を通じて、障害者スポーツの普及を図るとともに、障害者が参加するスポーツ大会に協力するボランティアやサポーターの参加拡大を図るなど、障害のあるなしにかかわらない交流の場を設けていきます。
  
- 2023年全国障害者スポーツ大会佐賀大会に向けて、障害者が広くスポーツを楽しむ機会や“きっかけ”を増やし、日常的にスポーツを楽しむ環境づくりを進め、全障スポ佐賀大会において、開催県としてふさわしい成績を収めるとともに、大会終了後も新たにスポーツを始める障害者が継続して増えていく等、スポーツに親しめる社会を目指します。
  
- 全国大会・国際大会への参加支援等、スポーツにおける障害者の国内外の交流を支援するとともに、佐賀ゆかりのアスリートの育成強化を図ります。
  
- 佐賀県障害者スポーツ大会やスポーツ教室の開催等を通じて、障害者がスポーツに関わる機会を提供していきます。



### 3. 情報アクセシビリティ

#### 【現状と課題】

近年、ICTの発達は、障害者の情報収集や発信、コミュニケーションをサポートし、多様な社会参加の促進に寄与することが期待されます。そのため、ICTの活用を進める必要があります。

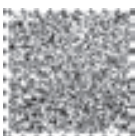
また、災害に関する情報を障害者に確実に伝えるため、日頃から、障害の特性に応じた情報伝達体制を整えておく必要があります。

#### (1) 情報通信等における情報アクセシビリティの向上

- 「ホッとコミュニケーション事業」において、様々なICT機器（タブレット、スマートフォンなど）を活用した講座を実施し、障害者のICTの利活用の機会の拡大を図ります。
- 障害者パソコンボランティアなど、障害者のICT利用を支援する支援技術者・団体の養成・育成を推進します。
- 県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、CMやホームページを利用し、手話の広報・普及を行うとともに、市町による手話奉仕員養成講座の広報活動を行い、啓発と学習の機会の確保に努めます。

#### (2) 情報提供の充実等

- 県聴覚障害者サポートセンターにおいて、身近な情報番組などへの字幕の付与や自主企画作品の制作を行い、貸出やホームページへの掲載を行うことにより聴覚障害者への情報提供を充実します。
- 県立点字図書館において、点訳・音訳奉仕員の養成、点字図書・録音図書の制作、収集及び貸出しや、広報誌の音訳などを行うことにより、視覚障害者への情報提供を充実します。



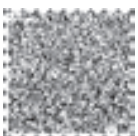
- 老朽化している県立点字図書館の建替えに伴い、新たに、相談支援を行うこととしたほか、視覚に障害のある方やその家族が集まれる交流の場や一般の方も参加できるイベントを開催するなど視覚障害についての理解が深まる場とするとともに、県立図書館や市町の図書館とのネットワークを構築することとしています。
- 障害者へのサービスに関する情報を掲載したハンドブックの発行により障害者やその家族等への情報提供に努めます。

### (3) 意思疎通支援の充実

- 手話言語の普及と聞こえの共生社会を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施します。
- 失語症者の社会参加を促進するため、失語症者向けの意思疎通支援者を養成し、支援者を派遣できる体制を市町とともに構築します。
- 聴覚障害者の社会的障壁を除去するため、手話通訳や要約筆記の人材育成と耳マーク表示板の設置を行うとともに、県有施設における電光掲示板等の設置を推進することなどにより、聴覚障害者が意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進します。
- 県職員が、手話等を学習する取組を推進するため、職員に対して手話等に関する研修を行うとともに、庁内掲示板において毎月手話動画を掲載します。
- 聴覚障害者が円滑に県政に関する情報を取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、県が主催するイベント等において手話通訳を導入するなど、意思疎通手段を用いた情報発信に努めます。



- 災害その他の非常事態において、聴覚障害者が障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得できるよう、災害情報や緊急速報メールを聴覚障害者にも配慮した発信を行うとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう、市町その他関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めます。
- 市町その他関係機関と協力し、聴覚障害者が手話通訳者の派遣等による意思疎通の支援を受けることができる体制を確保するように努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者やその指導者の確保、養成及び資質の向上を図ります。
- 県民からの聞こえ、補聴器具等に関する相談を受け付け、また、支援を行うための拠点の充実を図ります。
- 聴覚障害者が利用しやすいサービスの提供や聴覚障害者が働きやすい環境の整備等を行う事業者に対し、必要な支援を行うように努めます。
- 聴覚障害者等が意思疎通手段の発展に資するために行う調査研究の推進及びその成果の普及について、聴覚障害者サポートセンターにおいて行う各種研修会等での普及に協力します。
- 障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援を行います。
- 聴覚、言語機能、音声機能等に障害がある者等とその他の者の意思疎通支援を図るため、手話通訳者・要約筆記者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を充実させ、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、視聴覚障害者の社会参加を推進します。
- 情報やコミュニケーションに関する支援機器に関する情報提供を行い、視聴覚障害者に対する利用の支援を行います。



- 意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及を図ります。

#### (4) 行政情報アクセシビリティの向上

- 障害者の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティ（※16）の向上等に向けた取組を促進します。
- 県の情報提供にあたり、障害の特性に応じたウェブサイト（※17）の立ち上げに向けて、障害者や支援団体と検討するとともに、構築したウェブサイトの活用講座を実施するなど、実際の活用に向け検討します。
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、市町と連携し、誰にでもわかりやすい表現にするなど、障害の特性に配慮した情報伝達の体制を整備します。（再掲）
- 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字又は音声による候補者情報の提供等、障害特性に応じた選挙等に関する情報の提供に努めます。

※16) ウェブアクセシビリティ…障害者や高齢者といった、ホームページ等の利用になんらかの制約があるなど利用に不慣れな人々を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること

※17) ウェブサイト…インターネット上で、さまざまな情報を提供するページやその集合。ウェブページ。ホームページ。（「デジタル大辞泉」小学館より）

